平成２８年（フ）第１１４号
福島県福島市蓬莱町４丁目４番21―12号
債務者　早田かおり
1　決定年月日時　平成29年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月13日まで
福島地方裁判所

平成２８年（フ）第１７号
福島県相馬市中村字泉町12番地の３
債務者　水戸　勝男
1　決定年月日時　平成29年１月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月13日まで
福島地方裁判所相馬支部

平成２８年（フ）第１０１号
長野県上田市国分135番地　グリーンハイム国分103号
債務者　鈴木　香織
1　決定年月日時　平成29年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月13日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２８年（フ）第１９１号
長野県北安曇郡池田町大字池田289番地４
債務者　堤　　幸一
1　決定年月日時　平成29年１月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月13日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２８年（フ）第２３５号
三重県津市栗真町屋町字北垣内941－１
ファールラートⅠ―201号、住民票上の住所
三重県桑名市大山田３丁目11番地13
債務者　山口　拓弥
1　決定年月日時　平成29年１月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月13日まで
津地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第２号
三重県伊賀市下郡57番地の２
債務者　広岡　英明
1　決定年月日時　平成29年１月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月13日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２８年（フ）第１３４号
鳥取県鳥取市吉方温泉１丁目542番地、旧住所鳥取県鳥取市吉方温泉１丁目538番地・鳥取県鳥取市国府町宮下140番地10　メゾンド・ピュア101号
債務者　鎌谷　　綾
1　決定年月日時　平成29年１月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月13日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第７８１号
広島市安佐北区口田南７丁目24番12号
債務者　髙橋　祥司
1　決定年月日時　平成29年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月13日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第８０３号
広島県廿日市市住吉１丁目２番41号（B101）
債務者　小橋　智咲
1　決定年月日時　平成29年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月13日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第８７３号
広島市西区草津梅が台３番24号
債務者　村上真粧美
1　決定年月日時　平成29年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月13日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１４２号
山口県下関市彦島塩浜町３丁目13番15号
債務者　吉本　英男
1　決定年月日時　平成29年１月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月13日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２８年（フ）第１４５号
山口県下関市長府八幡町６番Ｒ５―305号
市営長府前八幡住宅１、前住所山口県下関市彦島江の浦町５丁目２番16号
債務者　児玉　香子
1　決定年月日時　平成29年１月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月13日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２８年（フ）第６３号
愛媛県南宇和郡愛南町内泊92番地
債務者　伊田　恒斉
1　決定年月日時　平成29年１月10日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月13日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２８年（フ）第３８５号
宮崎市佐土原町下田島21619番地116
債務者　山本小百合
1　決定年月日時　平成29年１月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月13日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第３８８号
宮崎市永楽町156番地　ほほのき、前住所宮崎市花ケ島町立野1945番地２　ひまわり荘203号
債務者　久冨　紘一
1　決定年月日時　平成29年１月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月13日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第３９０号
宮崎市大字本郷南方2857番地
債務者　川越　智博
1　決定年月日時　平成29年１月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月13日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第３９１号
宮崎市大字本郷南方2857番地
債務者　川越　尚美
1　決定年月日時　平成29年１月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月13日まで
宮崎地方裁判所破産係